

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中部大学（以下「学園」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月23日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、理事会の決議を経て1月以内

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月23日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、理事会の決議を経て1月

以内

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、本人から申出のあった寄付金、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬、賞与 別表第1に定める額

(2) 退任慰労金 別表第2に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬 別表第3に定める額

(2) 退任慰労金 別表第2に定める額

(交通費及び費用)

第6条 役員には、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法による実費を支給する。

3 自家用車を使用する場合は、学園出張・旅費規程に基づいて計算し支給する。

4 役員が職務の執行に当たって交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第7条 学園は、この規程をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）常勤の役員の報酬、賞与

	年額
理事長	27,000,000円の範囲内で理事会において決定
その他	18,000,000円の範囲内で理事会において決定

別表第2（第5条関係）退任慰労金

退任慰労金の額（在任期間1年につき）
1,500,000円の範囲内で理事会において決定

別表第3（第5条関係）非常勤の役員の報酬

	年額
非常勤役員	6,000,000円の範囲内で理事会において決定